第28回社会保障審議会 少子化対策特別部会

資料3-1

平成21年10月13日

すべての子育て家庭に対する支援について

第1次報告における取りまとめ概要

【現行制度の課題】

- 現行制度では、すべての子育て家庭を対象とした各種の子育て支援事業の実施は、市町村の努力義務に とどまっており、その実施状況に大きな地域格差。
- 一方、核家族化や地域のつながりの希薄化の中、とりわけ専業主婦の子育ての負担感・孤立感が高まっていることも踏まえ、これらの事業の充実が必要。
- とりわけ、一時預かりについては、公費による給付の公平性の観点からの一定の利用保障が行われるべき。

【新たな制度体系における方向性】

- 〇 すべての子育て家庭に対し、<u>子育ての孤立感・不安感・負担感の解消</u>に向け、支援を強化するため、各種 <u>子育て支援事業の充実を図っていくことが必要</u>。
- <u>一時預かりの保障強化</u>に向け、制度上の位置づけ(実施責任、利用・給付方式等)・財源面の強化について、さらに検討が必要。
- 〇 相談援助や利用調整等を含む<u>子育て支援コーディネート機能の位置づけ、地域子育て支援拠点事業の量的拡充や機能拡充、各種事業の担い手の育成等について、さらに検討が必要</u>。制度上の位置づけ、財源の在り方についてもさらに検討。

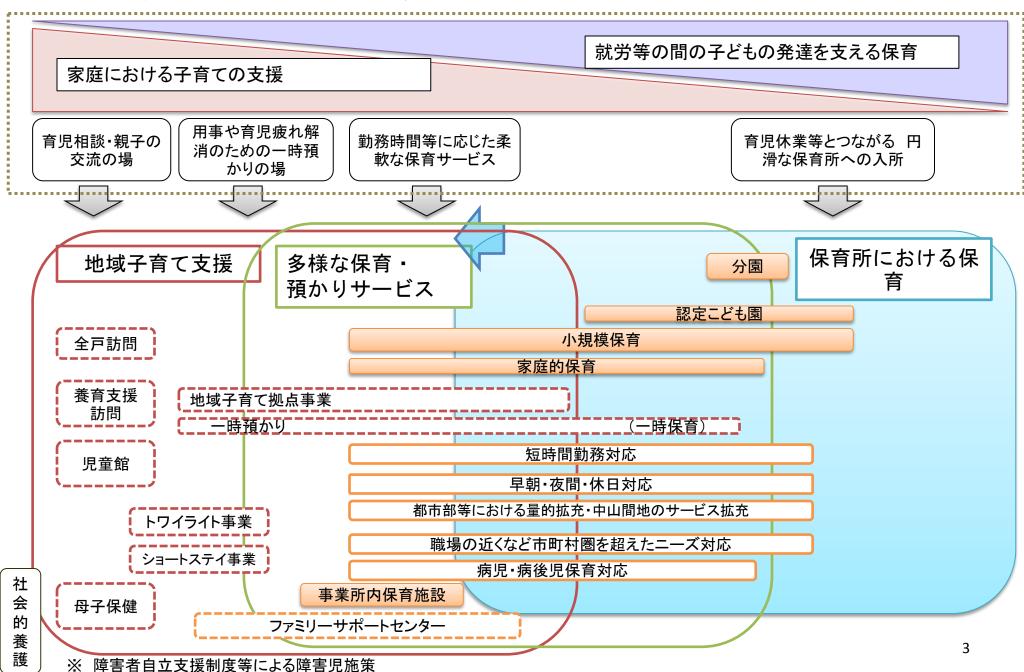
1 すべての子育て家庭への支援について

- 核家族化や地域のつながりの希薄化、さらには少子化による児童数の減少の中、子育てをめぐる環境は 大きく変化し、
 - ① 子どもが同年齢・異年齢、親以外の大人や社会と関わって育つ機会が減少していることから、そのため の機会を積極的に求めること
 - ② 子育ての孤立化・負担感が高まっていることから、これらの軽減を図ることなどが求められている。

子育ては父母その他の保護者が第一義的に責任を有するものであるが、子育ては次代の担い手を育成する営みであるという観点から、子どもの価値を社会全体で共有し、子育て家庭が安心と喜びをもって子育てに当たれるよう社会全体で支援することが求められている。

- したがって、親が働いている、働いていないに関わらず、すべての子育て家庭の支援を推進していくことが 必要。あわせて、特別な支援が必要な子どもに対する取組の推進も必要。
- 〇「『子どもと家族を応援する日本』重点戦略」においても、すべての子育て家庭への支援について、親の就 労と子どもの育成の両立を支える支援とあわせて、
 - すべての子ども健やかな育成を支える対個人給付・サービスとして一時預かり
 - ・ すべての子どもの健やかな育成の基盤となる地域の取組として、各種子育て支援事業の充実・整備等の充実の必要性があげられている。

多様な子育て支援のニーズに対応したサービス



第6回「子どもと家族を応援する日 本」重点戦略検討会議・基本戦略分 科会(平成19年10月15日)資料1よ り抜粋

機能

支援の内容

非就労の親

働きながら子育てする親

親の就労と子どもの育成の両立を 支える支援

[雇用政策]〇母性健康管理·母性保護措置 〇産前·産後休業、育児休業 ○勤務時間短縮等の措置 [現金給付]〇出産手当金、育児休業給付 [現物給付]〇保育サービス

〇放課後児童クラブ

育成を支える支援親の就労と子どもの

支援すべての子育て家庭に対する

対個 人 給付 すべての子どもの健やかな育成を支える対個人給付・サービスの充実

〔現物給付〕 〇一時預かり(一時保育、トワイライトステイ、ショートステイ)

[現金給付] O出産育児一時金

〇児童手当

Ⅲ すべての子どもの健やかな育成を支える社会基盤の整備

- 〇母子保健サービス
- 〇各種の地域子育て支援(全戸訪問、地域子育て支援拠点、ファミリー・サポート・ センターなど)
- 〇児童館、放課後子ども教室(子どもの安全・安心な居場所)

等

対集団支援

「子どもと家族を応援する日本」重点戦略のポイント

Ⅲ 包括的な次世代育成支援の枠組みの構築

仕事と生活の調和を推進し、国民の希望する結婚や出産・子育ての 実現を支える給付・サービスの考え方

- ①親の就労と子どもの育成の両立を支える支援
- 就業希望者を育児休業と保育(あるいはその 組合せ)で切れ目なくカバーできる体制、仕 組みの構築
- そのための制度の弾力化(短時間勤務を含め た育児期の休業取得方法の弾力化、家庭的保 育など保育サービスの提供手段の多様化
- 保育所から放課後児童クラブへの切れ目のない移行

- ②すべての子どもの健やかな育成を支える る 対個人給付・サービス
- 一時預かりをすべての子ども・子育て家庭に 対するサービスとして再構築(一定のサービス 水準の普遍化)
- 子育て世帯の支援ニーズに対応した経済的支援の実施
- ③すべての子どもの健やかな育成の基盤となる 地域の取組
- 妊婦健診の望ましい受診回数の確保のための 支援の充実
- 各種地域子育て支援の面的な展開(全戸訪問の実施、地域子育て支援拠点の整備)
- ○安全・安心な子どもの放課後の居場所の設置
- 家庭的な環境における養護の充実など、適切 な養育を受けられる体制の整備

〇次世代育成支援法に基づく「行動計画策定指針(平成15年8月告示)」

(4) 社会全体による支援の視点

次世代育成支援対策は、父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、国及び地方公共団体はもとより、企業や地域社会を含めた社会全体で協力して取り組むべき課題である。ことから、様々な担い手の協働の下に対策を進めていくことが必要である。

(6) すべての子どもと家庭への支援の視点

次世代育成支援対策は、子育てと仕事の両立支援のみならず、子育ての孤立化等の問題を踏まえ、広くすべての子どもと家庭への支援という観点から推進することが必要である。

その際には、社会的養護を必要とする子どもの増加や虐待等の子どもの抱える背景の多様化等の状況に十分対応できるよう、社会的養護体制について質・量ともに整備を進めることとし、家庭的な養護の推進、自立支援策の強化という観点も十分踏まえて取組を進めることが必要である。

〇少子化社会対策大綱(平成16年6月4日閣議決定)(抄)

- 2 少子化の流れを変えるための3つの視点
- (3)子育ての新たな支え合いと連帯 -家族のきずなと地域のきずなー

『子育て・親育て支援社会をつくり、地域や社会全体で変えていく。』 子育ては父母その他の保護者が第一義的責任を持つものである。同時に、子育ては次代の担い手を育成する営みであるという観点から、子どもの価値を社会全体で共有し、子育て家庭が安心と喜びをもって子育てに当たれるよう社会全体で支援することが求められている。

近年、核家族化、地域社会の変化など、子育てをめぐる環境が大きく変化したため、家庭のみでは子育てを負い切れなくなってきており、さらには虐待などが深刻な問題となっている。祖父母などの親族や、近隣など身近な地域社会での助け合いのネットワークが有効に機能することが望まれる。また、社会経済の変化や少子化に伴い、妊娠、出産から子どもの健全な育ちにかかわるニーズは大きく変化してきており、小児医療、母子保健などの多様なニーズに対し、適切な対応が求められている。このため、かつて家族や地域・集落が担っていた次代の育成を支援する機能を、地域や社会の力を借りて、現代社会にふさ

このため、かつて家族や地域・集洛が担っていた次代の育成を支援する機能を、地域や社会の力を借りて、現代社会にふさわしい形で再構築するとともに、子育てを社会全体で支援していく「新たな支え合いと連帯による子育て支援」の体制をつくり上げていくことが求められている。

- 〇 新しい少子化対策について(平成18年6月20日少子化社会対策会議決定)(抄)
 - 1 新たな少子化対策の視点
 - (2) 子どもと家族を大切にするという視点に立った施策の拡充

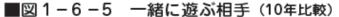
若年世代にとって、経済的な負担の大きさ、家庭と仕事の両立の困難さ、育児についての不安など、子どもを生み育てることをためらわせる経済的あるいは心理的な負担感が強い。子どもを持ちたいという国民の希望に応え、子どもを安心して生み、育てやすくする環境整備のための支援策をさらに拡充していくことが重要である。子育て支援は、単に親の負担を軽減することのみが目的ではなく、親子の関係を良好にし、子育ての喜びを実感できることを通じて、家族機能や家族の絆を強めることにつながる。また、家事や育児を行うことが極端に制約される職場の働き方を是正し、親子や夫婦が共に過ごす時間を増やす等、仕事と生活の調和を図る必要がある。

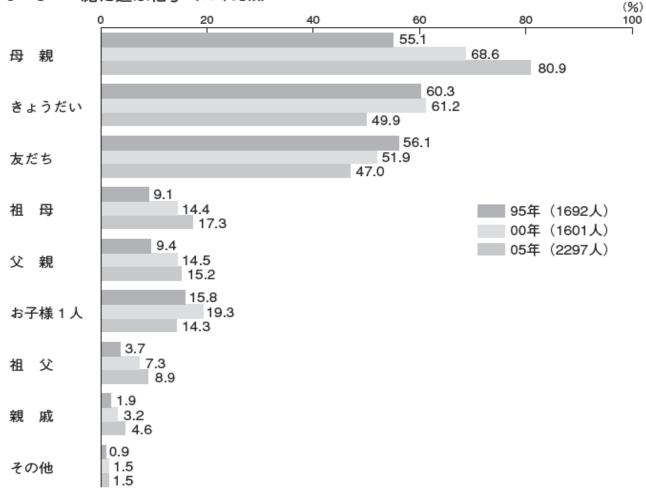
子育て家庭は子どもの成長に応じてさまざまなニーズや懸念を有しており、少子化対策は総合的、体系的、多角的に立案され、以下の考え方に沿って重点的に推進する必要がある。

- ① 子育ては第一義的には家族の責任であるが、子育て家庭を、国、地方公共団体、企業、地域等、社会全体で支援する。
- ③~⑤ (略)

幼児が一緒に遊ぶ相手

- 子どもが平日幼稚園・保育園以外で遊ぶ相手としては、「母親」の割合が大幅に増加している。 (1995年55.1% →2005年80.9%)
- また、子どもが「きょうだい」や「友だち」と遊ぶ比率は減少している。





注)複数回答、「その他」を含む9項目の中から選択。